

# 香芝市報道資料

令和7年 9月26日

報道関係者各位

香芝市市長公室秘書広報課

## 損害賠償請求事件に係る第一審判決に対する対応について

### 1 概要

本日（令和7年9月26日）、損害賠償請求事件に係る判決期日があり、奈良地方裁判所は、本市の請求を棄却する判決を言い渡しました。

### 2 経緯

本件の主な経緯は、次のとおりです。

- ・ 前々市長の吉田弘明氏が市長に就任していた平成27年4月1日から令和2年6月2日までの期間において、合計220万3592円の地方税の徴収債権が滞納処分等を経ることなく時効消滅した。
- ・ 令和6年3月27日、前市長の福岡憲宏氏が令和6年3月香芝市議会定例会に訴えの提起の議案を提出し、可決された。
- ・ 令和6年5月1日、本市は、吉田弘明氏を被告として、奈良地方裁判所葛城支部に対し、損害賠償請求事件の訴えを提起した。

### 3 本市の対応

判決内容を精査して検討する。

### 4 三橋市長コメント

私が市長に就任した令和6年6月以前に既に本市が提訴していた事件であるが、判決内容を精査した上で対応を検討する。

本市における課税収税体制については既に見直しを加えており、今後も適正に税務行政を推進していく。

以上



香芝市  
Kashiba City

#### 【問合せ先】

香芝市市長公室文書法制課

担当：吉川

所在地：〒639-0292

奈良県香芝市本町1397番地

電話：0745-76-2001（代表）